

## 地方公共団体普及促進専門委員会における検討結果

### 1. 地方公共団体普及促進専門委員会における検討事項等

昨年度は5年目専門委員会<sup>1</sup>において、法律上は努力義務であるが、環境配慮契約の取組が必ずしも進展していない状況にある地方公共団体等に対し、効果的な環境配慮契約の普及促進方策の検討が必要であることが課題として指摘されたところである。本年度は、昨年度の検討結果等を踏まえ、本専門委員会において、以下の調査を実施した。

- 地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査
- アンケート調査結果を踏まえた地方公共団体への追加ヒアリング調査
- 地方公共団体に対する普及促進方策の検討

### 2. 地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査等の概要

環境省においては、環境配慮契約の牽引役としての役割が期待される地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に、平成20年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施してきたところである。本年度も地方公共団体における環境配慮契約の認知度や取組状況、今後の取組意向の把握、取り組む上での阻害要因の把握等これまでと同様の設問に加え、阻害要因等に対応する解決方策や制度面の課題を把握するための設問、環境配慮契約の導入促進のために国に求める必要な措置等に関する設問を追加し、アンケート調査を実施した。

#### 2-1 アンケート調査

##### (1) 調査の概要

###### ① 調査対象

すべての地方公共団体（47都道府県、20政令指定都市、23特別区、769市、746町、184村。計1,789団体（本年4月1日現在））の総務・出納担当、環境担当又は公共工事担当部局。

###### ② 調査期間

平成25年8月19日から9月13日（11月26日時点での有効票を対象）。

<sup>1</sup> 法附則第2条に基づく専門委員会

### ③ 調査方法

発送方法：紙によるアンケート調査票の郵送配布

回答方法：アンケート調査票の郵送回収またはインターネット調査画面からの回答（各団体固有の ID 及びパスワードを発行）

### ④ 主な調査項目

主なアンケート調査項目は、次のとおり。

- 環境配慮契約法の理解度
- 環境配慮契約の進展度合
- 契約方針の策定状況
- 5つの契約類型ごとの環境配慮契約への取組状況、契約内容、課題等
- 環境配慮契約に当たっての阻害要因、参考情報、国の施策等
- 環境配慮契約全般に関する意見・要望等

## （3）調査結果

### ① 回収結果

団体規模別の回収結果は、表1のとおり。

表1 団体規模別の回収結果

	発送数	回収数	回収率(%)	24年度 回収率(%)
都道府県・政令指定都市	67	67	100.0	100.0
区市	792	672	84.8	84.2
町村	930	689	74.1	68.8
合計	1,789	1,428	79.8	76.7

注1：郵送による回収は329件（23.0%）、インターネットによる回収は1,099件（77.0%）

注2：過去の回収率は、23年度71.4%、22年度76.7%

### ② 調査結果

アンケート調査結果の詳細については、[参考2](#)のとおり。

## 2-2 ヒアリング調査

これまで実施してきたアンケート調査結果から、団体の規模別や契約類型ごとの取組の差異や取組に当たっての阻害要因等が見出されてきた。しかし一方では、環境配慮契約に取り組んだ団体の契機、取組効果やメリット等に関する情報は、十分に明らかにされていない状況にあった。

このため、既に環境配慮契約に取り組んでいる団体や環境配慮契約に関する取組が進展した団体に対して、その取組効果、取組に当たっての阻害要因、克服するためのインセンティブ等を聴取し、具体的な普及促進方策の検討に資することを目的として、

10 団体<sup>2</sup>を対象に、以下の項目について追加ヒアリング調査を実施した。

- 環境配慮契約の取組状況
- 環境配慮契約への取組のきっかけ
- 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因、克服策
- 環境配慮契約への取組の手順、関係各署との役割分担等の工夫
- 環境配慮契約に取り組む上での効果、インセンティブ
- 環境配慮契約に取り組む上で必要な支援策 等

### **3. 環境配慮契約の普及促進方策等について（案）**

本専門委員会及び環境配慮契約法基本方針検討会における議論、地方公共団体へのアンケート調査、追加ヒアリング調査等を踏まえ、地方公共団体に対する環境配慮契約の普及に向けた促進方策等として、以下の内容に取り組むものとする。

#### **3-1 環境配慮契約の導入に向けた促進方策等**

地方公共団体へのアンケート調査結果からみると、グリーン購入については、既に取組を実施している団体は多い状況<sup>3</sup>にある。他方、環境配慮契約に関する認知・理解は徐々に高まってきているものの、必ずしも十分とは言い難い状況にある。このため、以下の普及促進方策等について検討を行い、環境配慮契約の普及促進に向けて可能なものから順次実施することとする。

##### **○ 環境配慮契約の全般的な認知度・理解度の向上**

- 更なる認知度・理解度の向上を図るため、環境配慮契約の動機づけとなる意義や必要性、導入効果等を明確にし、組織内における合意形成を図るための情報提供
  - ⇒ グリーン購入法等の他の制度を補完する環境配慮契約の効果や役割、必要性等の情報提供
  - ⇒ 環境担当部門と調達担当部門の連携及び役割分担の事例等に係る情報提供
  - ⇒ 他の環境施策との連携や相乗効果等に関する情報提供

##### **○ 契約方針の策定支援**

- 契約方針に関する事例の提供・公開
- 導入の契機としての地球温暖化対策地方公共団体実行計画等への契約方針

---

<sup>2</sup> 都道府県・政令市 2 団体、人口 20 万人以上の団体 3 団体、人口 20 万人未満の団体 5 団体の計 10 団体を対象。

<sup>3</sup> 紙類や文具類、各分野においてどれか一つでもグリーン購入を組織的に実施していると回答した地方公共団体の割合（「全庁で組織的に実施している」と「全庁ではないが組織的に実施している」の合計。脚注 2 において同じ。）は平成 24 年度調査において全体の 81.3%となり、平成 23 年度調査（78.6%）と比べ 2.7 ポイント上昇（平成 24 年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査結果）

等の記載及び記載内容の提供

- 地方公共団体向け導入マニュアルの改訂・拡充

#### ○ 契約類型ごとの普及促進支援

- 契約類型ごとの手続等に関する事例の提供・公開
- 契約類型に応じたイニシャルコスト、ランニングコスト等の経済面のメリットに関する情報提供
  - ⇒ 組織内の合意形成・調整等に有効な資料としての提供等
- 費用対効果がわかりやすく比較的取り組みやすい契約類型から取組を開始するための支援
  - ⇒ アンケート調査やヒアリング調査結果から比較的取り組みやすい契約類型として電気の供給を受ける契約があげられている（さらに電気料金の値上げ、今後の電力システム改革等に起因する取組の契機）
- 自動車の購入等に当たっての環境配慮の段階的な推進<sup>4</sup>（図1参照）
  - ⇒ 総合評価によらない簡素化・簡略化した方式（裾切り基準の引き上げ等）の提示
  - ⇒ グリーン購入と比較した環境配慮契約の具体的な環境面・経済面のメリットの周知及び取組可能な団体に対する総合評価の推奨

### 3-2 適切な情報提供による取組の促進

地方公共団体へのアンケート調査結果や追加で実施したヒアリング調査結果からは、環境配慮契約の取組を進めるためには、契約方針の策定や契約類型ごとの入札手続等に関する具体的な事例を中心とした情報が求められており、また、こうした情報の提供が効果的と考えられる。このため、環境配慮契約の普及促進に向けて提供する情報内容及び提供手法等について検討・整理を行い、適切な情報提供を実施するものとする。

#### ○ 提供する情報内容及び提供手法（ツール）の検討

- 各種情報発信ツールの特性を踏まえた適切な情報発信（インターネット、マニュアルの改訂・拡充、事例の収集・提供等）
  - ⇒ 説明会、会議等による双方向の方法と環境省ホームページ（インターネット）を組み合わせた情報提供（情報提供の複線化）

#### ○ 取組進展のインセンティブに関する情報提供

- 温室効果ガス等の削減効果をはじめとした環境負荷低減効果の見える化
  - ⇒ 地方公共団体の地球温暖化対策・計画に寄与する環境負荷低減効果、温室効果ガス排出削減量等の算定方法の提示（可能な限り簡易な方

---

<sup>4</sup> 自動車等についてグリーン購入を組織的に実施していると回答した地方公共団体の割合は平成24年度調査において全体の61.6%となっており、総合評価落札方式による環境配慮契約は実施されていないものの、グリーン購入法に基づく取組の実施割合は高い

法)

- 環境配慮契約の推進のインセンティブについて明らかにした導入事例等の提供
- 団体規模に応じた情報提供
  - 団体規模による環境配慮契約の実施に当たっての阻害要因の差異を踏まえた適切な情報提供
    - ⇒ 団体規模に応じた契約類型別の取組事例、契約締結実績の集約ツール等の提供
- 先進的な団体・先進的な事例の積極的な PR
  - 先進的な取組を実施している地方公共団体及びその取組内容を様々な手段・媒体を通じて広く PR（民間団体等との連携を含む）

### 3-3 各地方公共団体に対する効果的なフィードバック

地方公共団体へのアンケート調査結果を各団体に対して他の団体と比較し、適切にフィードバックすることは、自らの取組状況のベンチマークとなり、今後取組を進める上で参考となるとともに、先進的な取組を実施している団体の事例等を把握するための機会となるものと考えられる。このため、以下のとおり、原則として同一都道府県内の地方公共団体のアンケート調査結果を提供し、環境配慮契約の導入促進のための動機づけとする等に活用するものとする。なお、団体規模に応じた情報提供が適切と判断される場合は、類似の団体ごとに集約し、フィードバックすることも検討する。

- 各地方公共団体に対してアンケート調査結果の効果的なフィードバック
  - フィードバック内容（フィードバックのイメージは表 2 参照）
    - ⇒ 都道府県別の環境配慮契約の取組状況等（進展状況、契約類型別の取組状況等）
    - ⇒ 原則として都道府県別（必要に応じてブロック別又は類似の団体別）に先進的な取組団体及び取組事例の紹介
  - フィードバック手続
    - ⇒ 都道府県下の地方公共団体（区市町村）にフィードバック
    - ⇒ アンケート調査に係る全内容については環境省ホームページにおいて公表

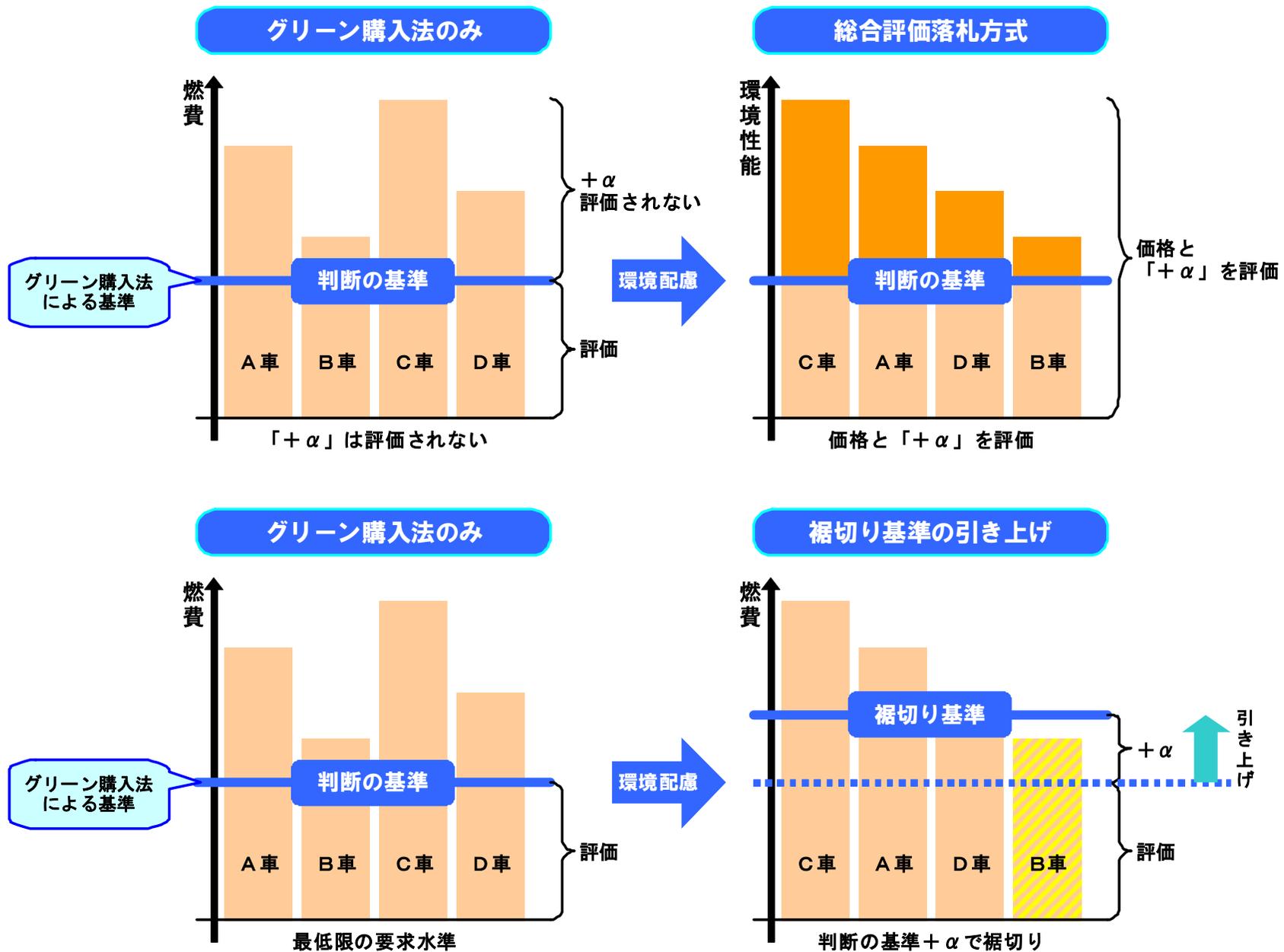


図1 自動車の購入等に係る契約における環境配慮の考え方（例）

表2 地方公共団体に対するアンケート調査結果の都道府県別のフィードバックイメージ

設問 団体名	回答	環境配慮契約法全般			契約類型別の取組状況						先進的取組等の 参考となるURL
		理解度	進展状況	契約方針	電気	自動車	船舶	ESCO	建築設計	産業廃棄物	
〇〇県	有	◎	○	○	○	○	—	○	—	—	<a href="http://www.pref.xxx.jp/...">http://www.pref.xxx.jp/...</a>
A市	有	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
B市	有	○	○	○	○	—	—	—	—	—	<a href="http://www.city.A.jp/...">http://www.city.A.jp/...</a>
C市	有	△	△	△	△	—	—	—	—	—	—
⋮		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
L町	有	△	—	—	—	—	—	○	—	—	—
M町	有	◎	○	○	○	—	—	○	—	—	<a href="http://www.town.M.jp/...">http://www.town.M.jp/...</a>
N町	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⋮		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
X村	有	○	—	△	—	—	—	—	—	—	—
Y村	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Z村	有	△	△	—	—	—	—	—	—	—	—

≪